

令和3年大川市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火)

開 会 午前9時30分から午前10時10分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(14人)

1 番	水落 常志	8 番	宮原 晶彦
2 番	古賀 林允	9 番	武下 博子
3 番	宮崎 文夫	10 番	辻 正光
4 番	貞苅 謙二	11 番	吉川 康則
5 番	梅崎 正道	12 番	志牟田 文彦
6 番	山崎 忠文	13 番	植木 幸治
7 番	柿添千鶴子	15 番	田中 博文

4. 欠席委員(1人)

14 番 龍 靖男

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第20号	農地法第3条許可申請について
議案第21号	農地法第5条許可申請について
議案第22号	農地移動適正化あっせんの申出について
報告第12号	農地法第18条第6項通知について
報告第13号	農地改良届について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一 主任主査 廣松 和徳

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和3年第8回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和3年第8回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第20号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第20号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第21号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。
1番～3番について審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番の申請目的は、一般住宅建築用地であります。農地区分につきましては、

「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される用地として転用するもので例外的に許可基準を満たすことになります。工事は令和3年9月10日着工で、資金は金融機関の残高証明書にて確認しています。

2番の申請目的は、一般住宅建築用地であります。農地区分につきましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第1種農地で原則不許可であります。今回は集落接続して設置される用地として転用するもので例外的に許可基準を満たすことになります。工事は令和3年9月10日着工で、資金は金融機関の残高証明書にて確認しています。

3番の申請目的は、アパート用地であります。農地区分につきましては、農地区分につきましては、用途地域内の農地で第3種農地であり、原則許可であります。面積的にも妥当な面積であり、工事は令和3年9月10日着工で、資金は金融機関の残高証明で確認しています。

以上により、1番～3番は許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

次に、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

水落委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

吉川委員 1 3 ページの地図において、申請地の黒く塗られている部分は何なのか。

事務局 宅地であり、斜線部との一体利用であります。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番は申請どおり許可することに決しました。
次に、3 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

古賀委員 3 番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、3 番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第21号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第22号農地移動適正化あっせんの申出についてを議題といたします。
1 番～2 番について、審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
1 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番について、あっせんすることに決しました。
只今から、あっせん委員の指名を行います。
1 番について、あっせん委員に、志牟田委員、植木委員を指名いたします。ただいま指名しましたあっせん委員にご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたあっせん委員について、1 番については、志牟田委員、植木委員に決しました。
続に、2 番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
2 番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番について、あっせんすることに決しました。
只今から、あっせん委員の指名を行います。
2 番について、あっせん委員に、辻委員、宮原委員を指名いたします。ただいま指名しましたあっせん委員にご異議ございませんか。
ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたあっせん委員について、2 番については、辻委員、宮原委員に決しました。
以上で、議案第22号農地移動適正化あっせんの申出についての審議を終わりました。
次に、報告第12号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （報告の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。

古賀委員 1 番の合意解約ですが、解約理由はなんですか。

事務局 わかりませんので確認しまして次回報告します。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第 1 2 号を終わります。
次に、報告第 13 号農地改良届についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （報告の朗読及び説明）

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第 1 3 号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。
13番 植木 幸治 委員
1番 水落 常志 委員
を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。
以上で、第 8 回大川市農業委員会総会を閉会致します。